

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年10月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和6年3月17日 11時00分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島北西方沖 新井港防波堤灯台から真方位045°4.3海里付近 （概位 北緯35°44.6′ 東経135°22.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート村忠丸は、錨泊中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年4月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 村忠丸、4.7トン 251-18113京都、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力235.35kW、回転 数毎分3,000、6気筒、ボア110mm、使用燃料軽油、機関製 造年月日不詳、平成10年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、冠島北西方沖で主機を停止して錨泊し、釣りを行った後に釣り場を移動しようとして主機を始動しようとしたが、主機が始動しなかった。</p> <p>船長は、セルモーターが回らなかったので航行不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によりえい航が開始され、途中で船長が手配した機関整備会社の船舶にえい航が引き継がれて出航地に戻った。</p> <p>本船は、後日、機関整備会社が主機の始動回路を点検したところ、急発進を防止する目的で装備されている‘操縦ハンドルが中立であることを検知するプラスチック製のリミットスイッチ’（以下「本件スイッチ」という。）が経年劣化により破損していることが分かり、本件スイッチを交換後、主機を始動することができるようになった。</p> <p>本船の主機は、操縦ハンドルが中立であることが始動要件となっており、本件スイッチが破損したことにより、同ハンドルの中立を検知できなくなり、始動時にセルモーターに通電しない状態となっていた。</p> <p>本件スイッチは、平成10年6月の新造以来交換された記録がな</p>

	<p>かった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、新造以来本件スイッチを交換した記録がない中、主機を停止して錨泊中、本件スイッチが経年劣化により破損したことから、操縦ハンドルの始動要件である中立を検知できなくなってセルモーターが回らず、主機が始動できなくなり運航不能となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、主機を停止して錨泊中、本件スイッチが経年劣化により破損したため、セルモーターが回らず主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、長年使用している主機を点検する際、リミットスイッチなどプラスチック製部品の経年劣化による破損や誤作動が発生することに留意し、プラスチック製部品の経年劣化の有無を確認し、必要に応じて交換すること。</li> </ul>